

入院時食事療養費について

1.入院時食事量容疑の基準額（総額）

	入院時食事療養費(Ⅰ) (1食につき)	厚生大臣が定める治療食 無菌食及び特別な検査食 (特別食加算・1食につき)	食堂を備えた食事の提供 (食堂加算・1日につき)
①：②以外の食事療養を行う場合	670 円	76 円	50 円
②：流動食のみを提供する場合	605 円	なし	

2. 食事療養標準負担額

対象者の分類		標準負担額 (1食につき)
①：現役並み所得者・一般(下記以外)		490 円
②：③・④いずれにも該当しない指定難病患者 若しくは小児慢性特定疾病児童等又は一定の要件を満たす精神病床入院患者		280 円
③非課税・低所得者Ⅱ ※ 1	90 日までの入院	230 円
	過去 12 か月間で 90 日を超える入院	180 円
④低所得者Ⅰ ※2		110 円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全体が住民税非課税で、世帯全員の所得が 0 円の方(公的年金の場合は 80 万円以下)